

公益財団法人愛媛県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県スポーツ協会(以下「本会」という。)の定款第4条第2号の規定に基づき、スポーツの分野で活躍した功績が顕著である個人又は団体を表彰し、その栄誉を称えとともに、本県スポーツの振興に資することを目的とする。

(表彰の種類並びに選考基準)

第2条 表彰の種類並びに選考基準は、別表1～4に掲げるとおりとする。

(対象及び推薦方法)

第3条 表彰の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)別表1及び別表2については本会定款第42条に規定する加盟団体に所属し、加盟団体の長又は本会総務委員長が本会会長に推薦するものとする。なお、候補者を推薦する場合、加盟団体の長は、当該団体の議を経て行わなければならない。
- (2)別表3及び別表4については、本会総務委員長が候補者を本会会長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、本会総務委員会で審議し、理事会の議を経て、会長が決定する。但し、別表第2については、本会総務委員会の審議及び理事会の議を要しない。

(表彰)

第5条 表彰は、適時、会長が表彰状及び副賞を授与して行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月27日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年1月17日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年6月24日から施行する。
- 4 この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和元年9月3日から施行する。